

## 第28回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日(金)午後2時00分～2時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第85号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
    - 報告第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長(天谷)	<p>それでは只今より、第28回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第28回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p>
会長(天谷)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号1番横山正行委員、同じく2番金子節夫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第84号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第84号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和4年9月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可すること</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>を決定致しました。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、4ページから6ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>次に、議案第85号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第85号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年9月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番(松島)</p>	<p>4番松島です。9月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は長柄郵便局から南西に200メートルほどのところにあり、邑楽南地区地区計画区域内に該当します。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>2番(金子)</p>	<p>2番金子です。9月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字鞍掛地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は鞍掛工業団地から南西に200メートルの地点にあります。現状はトラクターで耕運され、きれいに管理されていました。市街化区域から500メートル以内の区域にある農地なので、市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	<p>( 挙手なし )</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3番については事前の会議の結果のとおり、保留といたします。</p> <p>続きまして、4番について事務局より、説明を願います。</p> <p>事務局(國府田) 番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、20ページから23ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番(松島)</p>	<p>4番松島です。9月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字昭和地内、案内図は資料20ページ、付近状況図は21ページを参照してください。申請地はその他第2種農地に該当します。住宅に隣接しており、農地の拡がりもなく、耕作するにはあまり好まれないようなところでした。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>( 挙手なし )</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>( 挙手全員 )</p>

事務局(國府田)	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、5番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、24ページから27ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
3番(松崎)	<p>3番松崎です。9月5日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字前原地内、案内図は資料24ページ、付近状況図は25ページを参照してください。申請地は公共施設近距離区域内であり、役場から230メートルのところにあります。農地としては第3種農地と判断されます。北は宅地で西は道路を挟んで工場となっております。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、報告第32号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。1番について、事務局より報告願います。</p>

事務局(國府田)	<p>報告第 3 2 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和 4 年 9 月 9 日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における 4 条の届出によるものでございます。番号 1 番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については 2 8 ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>次に、報告第 3 3 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてであります。1 番について、事務局より報告願います。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第 3 3 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和 4 年 9 月 9 日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における 5 条の届出によるものでございます。番号 1 番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については 2 8 ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第 2 8 回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年10月11日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 横山 正行

委員 金子 節夫